

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（355））
2. 日時：令和2年9月16日 14時00分～15時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、千明主任安全審査官、
津金主任安全審査官、服部主任安全審査官、日南川技術参与
技術基盤グループ 地震・津波研究部門
石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社 山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木）
他13名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、9月15日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【漂流物衝突荷重の設定方針】

- 令和2年9月3日の審査会合で説明を求めた「発電所近傍を航行又は操業する漁船が航行不能となる事象想定を除外できる根拠」について再度説明すること。
- 漂流物対策工について、対策工の構成部位に期待する効果、効果を発揮するために必要な機能のメカニズム及びそれらを踏まえた設計の考え方（クライテリアを含む。）を説明すること。説明に当たっては、先行サイトの審査実績から準用又は参考にできる設計事例を検討し、その適用性を説明すること。
- 発電所沿岸の漁船操業範囲の調査について、調査範囲の網羅性、漁船の所属漁港等を含め、調査結果の根拠を説明すること。
- 漁船の敷地への到達可能性について、500m以遠～2km以内及び2km以遠で操業する漁船が漂流物として敷地へ到達しないとする根拠が明確となるよう説明すること。また、敷地へ到達する500m以内で操業

する漁船について、かご漁の漁船を代表として評価することが明確となるよう説明すること。

- 漂流物対策工について、役割、機能等を踏まえ、基準適合上の位置付けが明確となるよう説明すること。
- 前回の説明から設計方針、評価内容等を変更した箇所について、変更点及び変更経緯が明確となるよう説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし